

いのち支える 大田原市自殺対策計画

概 要 版



大田原市

1 計画策定の趣旨

我が国の年間の自殺者数は、平成10年以降12年連続して年間3万人を超えていましたが、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策を推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、自殺対策は着実に成果を上げています。

大田原市におきましても、平成31年3月に「いのち支える大田原市自殺対策計画」を策定し、「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない健康で安心して暮らせる“大田原市”の実現」を基本理念に、保健・医療・福祉・法律・教育・労働等の関係機関、団体との連携・協力を強化し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進してきました。

このたび、「いのち支える大田原市自殺対策計画（第1期）」の計画期間が満了することから、自殺対策に関する状況や動向、自殺対策基本法や大綱の趣旨を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、市の自殺対策を全庁的な取組として引き続き効果的かつ総合的に進めていくために、「いのち支える大田原市自殺対策計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法の一部改正を受け、自殺対策に関わる関係機関・団体等と有機的な連携を図り、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、同法第13条第2項の規定に基づき策定するものです。

なお、本計画は、栃木県の「いのち支える栃木県自殺対策計画」及び、本市上位計画「大田原市総合計画基本計画おおたわら国造りプラン」や保健・福祉・教育分野の各種計画と整合性を持たせます。



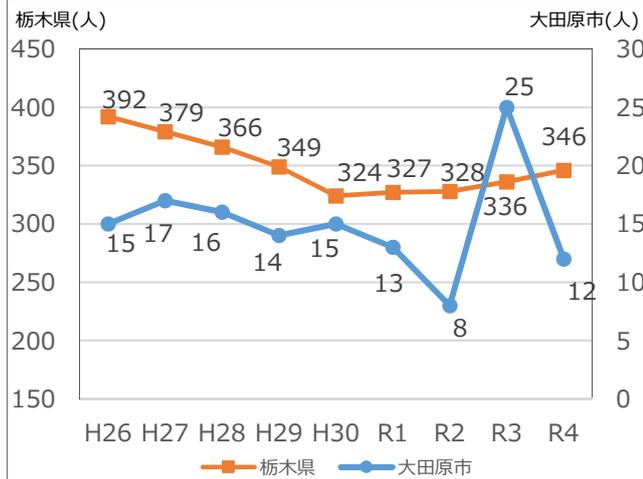
3 計画の期間

本計画は、概ね5年を目途に見直すこととされている国の「自殺総合対策大綱」の改定等を見据え、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 自殺者数の状況

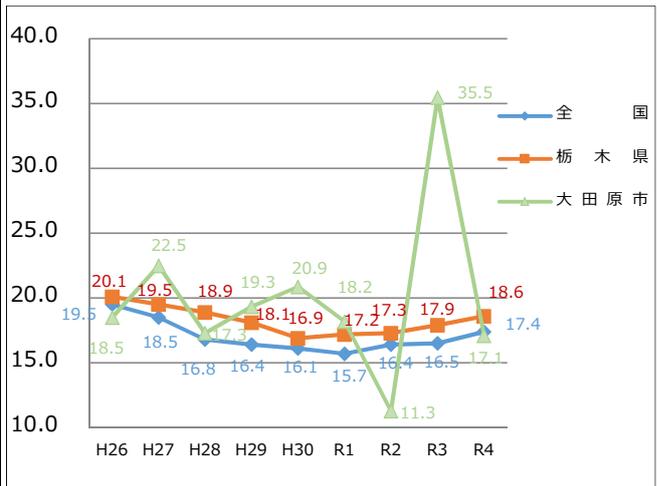
大田原市では、平成26年以降の自殺者数は、15人前後で横ばい状態が続いた後、令和2年には8人と減少しましたが、令和3年には前年の3倍以上となる25人の方が自殺で亡くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」より健康政策課が作成

5 自殺死亡率の状況

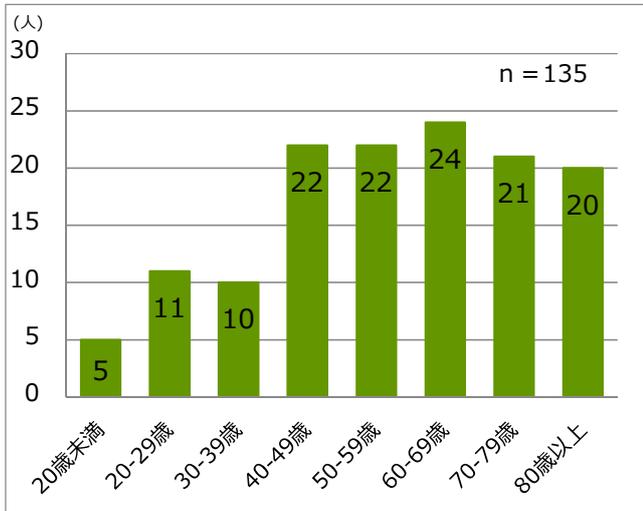
大田原市における自殺死亡率は、年により大きく変動しています。一方、全国、栃木県においては、年による変動は少なく、ほぼ同じ水準で推移しています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」より健康政策課が作成

6 年齢階級別自殺者数の状況

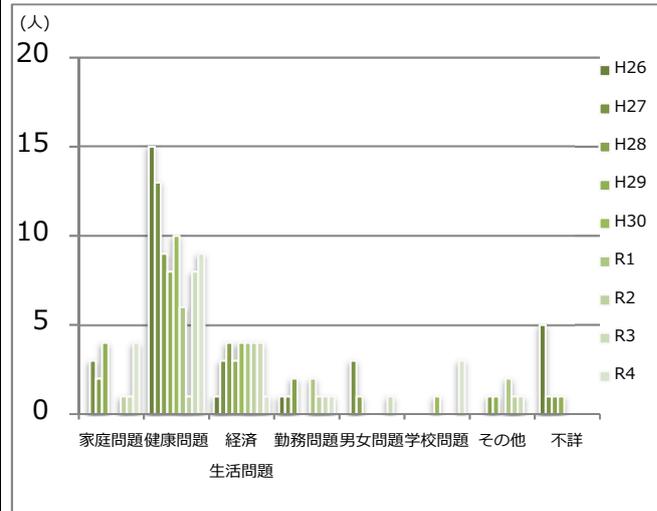
年齢階級別自殺者の平成26年から令和4年までの合計者数では、「中高年層」から「高齢層」の各年代の自殺者数は、「若年層」の各年代のおよそ倍となるなど、自殺者数が多い状況にあります。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より健康政策課作成

7 原因・動機別自殺者数の状況

原因・動機別自殺者数では健康問題が最も多く、経済・生活問題、家庭問題とあわせ高止まりの状況にあります。



厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より健康政策課作成

8 施策体系

基本理念

「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない健康で安心して暮らせる“大田原市”の実現」

【基本施策】

(1) 支え合いの地域づくり	誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、関係機関と連携した、支え合いの地域づくりに取り組みます。
(2) 気付きと見守りの人材育成及び支援	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をはかることのできる「ゲートキーパー」の育成や、傾聴活動を行う団体等の支援を行います。
(3) 居場所・生きがいつくりの推進	地域、職場、学校等において、孤立することなく、社会のつながりを持ち、交流を図れるよう推進します。また、生きがいつくりのための取組等社会参加を促進します。
(4) 児童生徒のこころの健康教育と支援の充実	児童生徒が、社会において直面する可能性のある、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけられるための教育・支援を推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できるよう支援します。
(5) こころの健康づくりの推進	心の健康づくりを広く周知し、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心の健康管理体制の整備に取り組みます。
(6) 様々な相談窓口の充実	市民誰もが、生活や健康の悩みについて相談できる相談窓口を充実させ、乳幼児から高齢者まで、様々なライフステージや相談内容に関して相談窓口の充実を図ります。
(7) 関係機関との連携とネットワークの強化	自殺対策推進協議会を設置し、関係団体と連携し、社会全体で取り組む自殺対策を推進します。

【重点施策】

高齢者の自殺対策の推進
生活困窮者の自殺対策の推進
無職者・失業者の自殺対策の推進
働き世代の自殺対策の推進
女性の自殺対策の推進
こどもの自殺対策の推進